

海外旅行保険 プラス



旅に“安心”も携えて



三井住友トラストクラブ
SUMITOMO MITSUI TRUST CLUB

カード付帯保険の補償期間を超える長期の旅行をご予定の方や、
補償をさらに手厚くしたい方に、
「海外旅行保険 プラス」(有料)をご用意しています。

「海外旅行保険 プラス」なら

ご出発当日までお電話一本でお申し込みいただけます。
補償期間の変更は現地からでも承ります。
※お申し込みには必ず重要事項説明(P.24~)をご確認ください。

ご加入にあたり健康状態に関する
告知は必要ありません。また、年齢を問わず
お子様からシニアの方までお申し込みいただけます。

留学やワーキング・ホリデーをご予定の方には
「留学生プラン」をご用意しています。 詳しくは ⇒ P.13

カード付帯保険と組み合わせることで、
補償を大きくすることや、海外に長期滞在される場合に
保険料を抑えることができます。 詳しくは ⇒ P.1.2

保険料はリワードポイントでのお支払いも可能です。
※電話でのお申し込みに限ります。詳しくはお問い合わせください。

保険期間31日までなら、現在治療中の持病についての
補償もご用意しています。 詳しくは ⇒ P.19.20

Point
1

カード付帯保険にプラスして、補償を手厚くすることができます。

「海外旅行保険 プラス」なら、疾病死亡も補償。

治療・救援費用保険金額が無制限のご加入タイプもご用意していますので、治療費が高額になっても安心です。

カード付帯保険の補償内容と保険金額(例)

ダイナースクラブカード(個人カード)^{※1※2}

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	偶然事故 対応費用	応急治療・ 救援費用
最高 1億円	300万円	300万円	300万円	1億円	50万円	なし	なし	なし

SuMi TRUST CLUB エリートカード

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	偶然事故 対応費用	応急治療・ 救援費用
最高 3,000万円	150万円	150万円	50万円	なし	30万円	なし	なし	なし



上記のそれぞれお持ちのカード付帯保険にプラスして、
「海外旅行保険 プラス」の補償がつきます。

「海外旅行保険 プラス」の補償内容と保険金額(例) —A4タイプの場合—

傷害死亡・ 傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	救援者費用	賠償責任	携行品損害	疾病死亡	偶然事故 対応費用	応急治療・ 救援費用
最高 5,000万円	無制限			1億円	30万円	1,000万円	5万円	300万円

※1 カード付帯保険の利用条件や補償内容の詳細は、ダイナースクラブ ウェブサイトおよびSuMi TRUST CLUB ウェブサイト「保険サービスご利用の手引き」を必ずご確認ください。

※2 カードの名称やサービス内容は予告なく変更される場合がございます。

Point
2

海外に長期滞在される場合も、保険料を抑えられます。

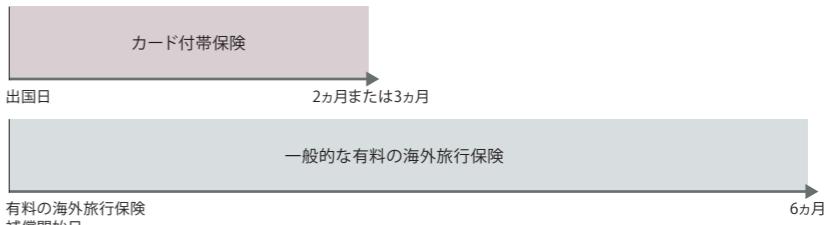
「海外旅行保険 プラス」なら、カード付帯保険の補償期間終了後から本保険の補償開始をご設定いただけますので、カード付帯保険の補償期間と重複することなく効率的に保険をかけることができます。

1度のお申し込みで補償期間最長2年までご契約いただけます。

一般的な海外旅行保険の場合

一般的な有料の海外旅行保険の場合、出国日から補償開始を設定しなければならない商品が多く、カード付帯保険の補償期間と重複して、補償を上乗せする形で保険をかけることになります。

補償期間 (例) 旅行期間が6ヶ月間の場合



また、一般的な有料の海外旅行保険では補償期間を延長する際、書面の提出や日本にいる代理の方による手続きが必要な場合がありますが、「海外旅行保険 プラス」なら現地からお電話1本で延長いただけます。

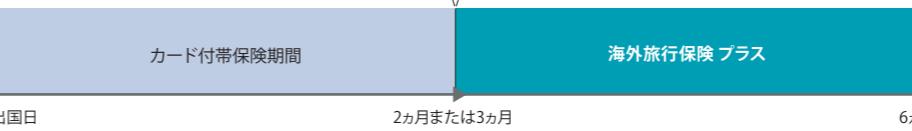
「海外旅行保険 プラス」なら

カード付帯保険の補償期間終了後から補償開始日をご設定いただけるため、留学やワーキング・ホリデー、長期の出張も、カード付帯保険と組み合わせて保険料をお得にできます!

カード付帯保険と組み合わせた場合

カード付帯保険の補償期間を超える長期の海外滞在をご活用いただけます。

2ヶ月または3ヶ月



旅行期間が変更になった場合、現地からお電話で延長も可能。

「海外旅行保険 プラス」お申し込み手続きの流れ

お電話またはご郵送でお申し込みいただけます。ご出発間際の方は、お電話でのお申し込みがおすすめです。



お電話でお申し込みの場合

「海外旅行保険 プラス」の資料(重要事項説明書を含む)を必ずお読みのうえ、ご希望のご加入タイプをお選びください。



ご郵送でお申し込みの場合

「海外旅行保険 プラス」の資料(重要事項説明書を含む)をご請求いただき、必ずお読みのうえ、ご希望のご加入タイプをお選びください。

三井住友トラストクラブ 保険グループまでお電話ください。

0120-369-529

月～金 9:00～17:00／土・日・祝休

※お電話でお申し込みの場合、受付は三井住友トラストクラブ 保険グループの営業時間内に限ります。

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」を日本国内のご指定の住所へお届けします。

同封の海外旅行保険契約申込書に必要事項をご記入ください。

同封の返信用封筒にてポストへご投函ください。

※ご郵送でお申し込みの場合、申込書がご出発の10日前までに三井住友トラストクラブ 保険グループに到着するよう、お早めにお申し込みください。
※投函前にご記入漏れがないかご確認ください。

お申し込み手続き完了

※お申し込み受付から約1週間後、被保険者証および「海外旅行保険あんしんガイドブック」を日本国内のご指定の住所へお届けします。

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償がございます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.17~20をご確認ください。

①旅先でのご自身のケガや病気に関する補償

ケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金 病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金
--------------	--



ケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする保険金の種類	傷害後遺障害保険金
--------------	-----------



旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで 応急治療・救援費用保険金
--------------	-------------------------------

※「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

盗難に遭い盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

*3
*4



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

*3
*4



ケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------



ケガや病気で継続して3日以上の入院。ご家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする保険金の種類	治療・救援費用保険金
--------------	------------



さらに大きなあんしんをプラス!



海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象となる場合がございます。本パンフレット P.19 ~ 20 もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間 31 日までのご契約でご加入の場合にセットされる特約です。本特約の保険金のお支払い額は、1 回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で 300 万円が限度となります。

なお、旅行日程が延長となり、31 日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②旅先で他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	賠償責任保険金
--------------	---------



③旅先での持ち物に関する補償

盗難に遭い盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

*3
*4



デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類	携行品損害保険金
--------------	----------

*3
*4



※本パンフレットP.17~18もあわせてご確認ください。

*3 携行品(パスポートを含みます)の置き忘れ、紛失、置き忘れまたは紛失後の盗難による損害については保険金をお支払いできません。

*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合^{*5}

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで 偶然事故対応費用保険金
--------------	------------------------------

*6

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日超 航空機寄託手荷物保険金
--------------	-----------------------------

*7 *9



航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで 偶然事故対応費用保険金
--------------	------------------------------

*6

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日超 航空機遅延保険金
--------------	--------------------------

*8 *9



列車の車両故障で、急きよ空港までタクシーを使った場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで 偶然事故対応費用保険金
--------------	------------------------------

*6



熱がでてオプショナルツアーをキャンセルした場合

お支払いする保険金の種類	保険期間 31日まで 偶然事故対応費用保険金
--------------	------------------------------

*6



※本パンフレットP.19~20もあわせてご確認ください。

*5 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。

*6 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料
③国際電話料等通信費
④渡航手続費
⑤渡航先での各種サービス取消料等
⑥食事代(保険期間を通じ偶然事故対応費用保険金額の10%を限度とします。)
⑦身の回り品購入費*5
*7 約款には「寄託手荷物遅延等費用保険金」と記載されます。
*8 約款には「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」と記載されます。
*9 旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については「航空機寄託手荷物保険金」および「航空機遅延保険金」はセットできません。



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けします。

※このサービスは東京海上日動の提携先を通じてご提供します。各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。また、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話せませんのであらかじめご了承ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合がございます。
※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合がございます。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがございます。
※サービス内容は予告なく変更される場合がございます。

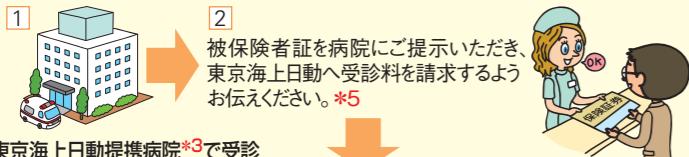
①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス^{*1 *2}

東京海上日動提携病院^{*3}で受診



左記以外の病院^{*4}で受診



病院の窓口で受診料のお支払いは不要です!^{*6}

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*1 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金^{*7}に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがございます。

*2 治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*3 東京海上日動提携病院とは、東京海上日動が提携している世界80都市以上の約280の病院をいいます(2017年5月現在)。

具体的な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。提携病院の一覧は、ダイナースクラブまたはSumi TRUST CLUBウェブサイト 海外旅行保険プラスのページに掲載の「東京海上日動提携病院一覧(PDF)」でもご確認頂けます。

*4 東京海上日動への受診料請求を了承した病院に限ります。

*5 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、東京海上日動へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*6 上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は予告なく変更される場合があります。

*7 本パンフレットP.19~20記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

緊急アシスタンスサービス

病人・ケガ人の
緊急移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

対象 ご旅行者(被保険者)およびご同行のご家族
(詳しくは東京海上日動海外総合サポートデスクにお問い合わせください)

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスします。

※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくもので、医療行為はご提供しません。
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。



日本語で対応

24時間
年中無休

③トラベルプロテクト

対象 被保険者証をお持ちのご旅行者(被保険者)

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

手数料無料でご利用いただける豊富なサービスメニューをご用意しております。^{*8}

困った ホテルでトラブルが発生した。 でもフロントにうまく伝えられない

43か国語に対応(2017年5月現在)

※ご希望される言語により、四者通話にて
サービス提供させていただくことがございます。



電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の
伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

困った サイフが盗まれた!



緊急時の現金の手配

保険期間3ヶ月までのタイプのみ対象

海外旅行中にお客様が盗難などに遭い、緊急に現金が必要となった場合に、現金をご用立てします。
本サービスのご利用には、VisaまたはMasterCardのクレジットカード情報が必要となります。

受け渡し場所は世界32万カ所

金利・手数料無料
ご用立ての金額は
US1,000ドルまで

※VisaまたはMasterCardであれば、当社のクレジットカードに限らずご利用いただけるサービスとなっておりますので、ご自身がお持ちでない場合もご家族のVisaまたはMasterCardのクレジットカード情報(カード名義・カード番号・カード有効期限)が確認できましたらご利用頂くことが可能です。^{*9}

※現地の提携会社の取扱営業時間・取扱条件によって、数時間から2日程度かかる場合もあります。また、状況によってはご用立てが出来ない場合もございます。

※ご用立てた金額は、確認させていただきましたクレジットカードから後日引き落としとなります。

※このサービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて1回のみとなります。

※このサービスは、東京海上日動が提携先との契約に基づき提供するサービスであり、三井住友トラストクラブが提供するものではございません。

※延長後の保険期間が延長前の保険期間と合わせて3ヶ月超となる場合、ご利用対象外となります。

※パスポートをお持ちでない場合は、サービス提供ができないことがあります。

※メールアドレスをお持ちでない場合、サービス提供ができないことがあります。

クレジットカードを紛失・ 盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社
への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイ
スをします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様
に代わって行います。情報提供のみのご利用
も可能です。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いたが電車が終わっている。こんな
ときには、空港とホテルの間の送迎予約と手配を
行います(東京海上日動が指定した事業者に
限ります)。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等
の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情
報等をご提供します。

日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお
送りします。
※ご利用に際しては、滞在先のホテルによって
FAX受信手数料がかかる場合がございます。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご
親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、
FAX、電子メールでお伝えします。

スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払い
できる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を東京海上日動指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を東京海上日動から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。

※一部のスーツケースブランドについては、ご利用いただけない場合がございます。

※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

※スーツケース修理サービスは、JALエービーー社との提携により提供しております。



ご加入の際のご注意

- 1.保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 2.住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 3.保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
- 4.スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P15.の6.①をご確認ください。

あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が、旅先で急激に悪化して治療を受けること



3

保険金額と保険料

- 5.旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P15.の6.②をご確認ください。
- 6.本海外旅行保険は、以下の方々も被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等^{*1}」と合計して1,000万円が限度となります。
- ①ご本人様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
- ②①以外の同居の親族
- *1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P27.のII.1をご確認ください。

保険期間31日まで

被保険者年齢	0歳以上～ 69歳以下		15歳以上～ 69歳以下		
ご加入タイプ	C3	C2	B2	D2	A4
保険金額	傷害死亡	1,000万円	—	1,000万円	—
	傷害後遺障害	5,000万円	5,000万円	1,000万円	500万円
	治療・救援費用	無制限		3,000万円	1,000万円
	応急治療救援費用 ^{*2}	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	—	1,000万円	500万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	5,000万円
	携行品損害	30万円	30万円	10万円	—
	偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円
	保険期間1日まで	2,970円	2,370円	2,290円	1,560円
	2日まで	4,040円	3,440円	3,190円	2,300円
お支払い ただく 保険料	3日まで	4,970円	4,360円	3,980円	2,950円
	4日まで	5,720円	5,110円	4,590円	3,450円
	5日まで	6,620円	5,970円	5,300円	3,940円
	6日まで	7,540円	6,870円	6,040円	4,510円
	7日まで	8,270円	7,580円	6,650円	4,960円
	8日まで	9,320円	8,630円	7,540円	5,700円
	9日まで	9,960円	9,260円	8,070円	6,140円
	10日まで	10,620円	9,910円	8,600円	6,530円
	11日まで	11,260円	10,540円	9,130円	6,940円
	12日まで	11,900円	11,160円	9,640円	7,320円
	13日まで	12,600円	11,860円	10,190円	7,750円
	14日まで	13,130円	12,370円	10,630円	8,060円
	15日まで	13,850円	13,090円	11,290円	8,670円
	17日まで	14,800円	14,030円	12,080円	9,360円
	19日まで	16,020円	15,230円	13,130円	10,230円
	21日まで	17,220円	16,410円	14,150円	11,080円
	23日まで	18,530円	17,680円	15,190円	11,890円
	25日まで	19,740円	18,870円	16,210円	12,760円
	27日まで	21,030円	20,130円	17,360円	13,780円
	29日まで	22,120円	21,200円	18,310円	14,620円
	31日まで	23,400円	22,430円	19,430円	15,630円

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

*3 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

*4 保険始日時点での被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*5 P15.の5.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

※「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.17～18「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

なった場合等にも「応急治療・救援費用^{*2}」が付帯されているため安心!(保険期間31日までの場合)保険期間31日超^{*5}

被保険者年齢	0歳以上～ 69歳以下		15歳以上～ 69歳以下		70歳以上 ^{*4}		
ご加入タイプ	N4	N2	L3	P3	R4	R2	
保険金額	傷害死亡	1,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	3,000万円	500万円	5,000万円	3,000万円	500万円	
	治療・救援費用	無制限	1,000万円	無制限	無制限	1,000万円	
	疾病死亡	1,000万円	500万円	1,000万円	—	—	
	賠償責任	1億円	5,000万円	1億円	1億円	5,000万円	
	携行品損害	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円	
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
	保険期間34日まで	20,180円	14,960円	22,710円	24,230円	22,760円	
	39日まで	21,360円	15,930円	23,930円	28,360円	26,870円	
お支払い ただく 保険料	46日まで	26,350円	19,790円	28,960円	34,260円	32,750円	
	53日まで	31,830円	23,780円	34,770円	41,360円	39,690円	
	2ヵ月まで	36,850円	27,690円	40,130円	49,540円	47,690円	
	3ヵ月まで	52,020円	39,290円	56,210円	68,870円	66,550円	
	4ヵ月まで	70,650円	53,840円	76,290円	99,690円	96,600円	
	5ヵ月まで	93,770円	71,650円	100,740円	128,850円	125,070円	
	6ヵ月まで	109,770円	83,450円	118,170円	158,330円	153,790円	
	7ヵ月まで	129,010円	99,230円	138,820円	187,760円	182,470円	
	8ヵ月まで	149,570円	115,110円	160,820円	217,320円	211,280円	
	9ヵ月まで	169,640円	131,200円	182,360円	247,320円	240,500円	
お支払い ただく 保険料	10ヵ月まで	189,740円	147,220円	203,910円	276,950円	269,370円	
	11ヵ月まで	210,060円	162,750円	225,550円	306,040円	297,760円	
	1年まで	230,050円	178,610円	246,970円	336,370円	327,330円	
	13ヵ月	249,580円	193,770円	267,940円	364,950円	355,140円	
	14ヵ月	269,130円	208,930円	288,930円	393,500円	382,920円	
	15ヵ月	286,780円	222,630円	307,880円	419,310円	408,040円	
	16ヵ月	306,320円	237,810円	328,860円	447,900円	435,860円	
	17ヵ月	325,240円	252,480円	349,180円	475,530円	462,750円	
	18ヵ月	344,740円	267,640円	370,090円	504,070円	490,530円	
	19ヵ月	363,670円	282,340円	390,420円	531,710円	517,430円	
目安の保険料です。	20ヵ月	383,210円	297,490円	411,410円	560,300円	545,240円	
	21ヵ月	402,740円	312,670円	432,340円	588,850円	573,040円	
	22ヵ月	421,650円	327,340円	452,650円	616,510円	599,950円	
	23ヵ月	441,180円	342,510円	473,630円	645,090円	627,750円	
	2年	460,110円	357,190円	493,960円	672,730円	654,650円	

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間13ヵ月以上のお申し込みをご希望のお客様は、表紙に記載の保険グループまでご相談ください。



3

3 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日まで)】

ご加入の際のご注意

- 1.保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。
なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 2.住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 3.保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 4.スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P15.の6.①をご確認ください。

あんしん
をプラス!

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が、旅先で急激に悪化して治療を受けること

組み合わせ方法

- (1) はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人(申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)のご加入タイプをお選びください。
※賠償責任および携行品損害の保険金額はご家族全員で共有となります。
- (2) 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	0歳以上～ 69歳以下		15歳以上～ 69歳以下		70歳以上*8		
ご加入タイプ	V3	V2	V5	W5	W3	W2	W5
傷害死亡	1,000万円	—	5,000万円	5,000万円	1,000万円	—	—
傷害後遺障害	3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
治療・救援費用	無制限			無制限			W5
応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾 病 死 亡	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	500万円
偶 然 事 故 対 応 費 用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
共 ご 家 有 族 携 行 品 損 害	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
賠 償 責 任	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
保険期間 1日まで	2,960円	2,360円	4,060円	4,650円	3,380円	3,160円	4,650円
2日まで	4,120円	3,520円	5,240円	5,980円	4,690円	4,470円	5,980円
3日まで	5,140円	4,530円	6,260円	7,140円	5,840円	5,620円	7,140円
4日まで	5,960円	5,350円	7,100円	8,240円	6,920円	6,700円	8,240円
5日まで	7,000円	6,350円	8,160円	9,550円	8,190円	7,970円	9,550円
6日まで	8,040円	7,370円	9,220円	10,850円	9,460円	9,240円	10,850円
7日まで	8,870円	8,180円	10,090円	11,970円	10,540円	10,310円	11,970円
8日まで	9,990円	9,300円	11,230円	13,130円	11,700円	11,470円	13,130円
9日まで	10,710円	10,010円	11,950円	14,090円	12,650円	12,420円	14,090円
10日まで	11,440円	10,730円	12,700円	15,040円	13,580円	13,350円	15,040円
11日まで	12,160円	11,440円	13,460円	16,160円	14,660円	14,420円	16,160円
12日まで	12,880円	12,140円	14,240円	17,280円	15,710円	15,460円	17,280円
13日まで	13,640円	12,900円	15,020円	18,220円	16,630円	16,380円	18,220円
14日まで	14,240円	13,480円	15,660円	19,190円	17,560円	17,300円	19,190円
15日まで	15,010円	14,250円	16,430円	21,070円	19,440円	19,180円	21,070円
16日まで	15,980円	15,210円	17,440円	22,390円	20,710円	20,450円	22,390円
17日まで	17,300円	16,510円	18,820円	24,340円	22,600円	22,330円	24,340円
18日まで	18,570円	17,760円	20,150円	26,220円	24,410円	24,130円	26,220円
19日まで	20,020円	19,170円	21,720円	27,590円	25,650円	25,350円	27,590円
20日まで	21,250円	20,380円	23,070円	29,250円	27,210円	26,890円	29,250円
21日まで	22,580円	21,680円	24,460円	30,720円	28,610円	28,280円	30,720円
22日まで	23,660円	22,740円	25,660円	32,310円	30,080円	29,730円	32,310円
23日まで	24,970円	24,000円	27,030円	34,100円	31,790円	31,430円	34,100円

*「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

また、費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.17～18「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

5.旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P15.の6.②をご確認ください。

6.本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等*1」と合計して1,000万円が限度となります。

- ①ご本人様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)
②①以外の同居の親族

*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P27.のII.1をご確認ください。



3

保険金額と保険料

なった場合等にも「応急治療・救援費用」*6が付帯されているため安心!(保険期間31日までの場合)

※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受ける特約)がセットされています。配偶者・ご親族用加入タイプにお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人プランにてお申し込みください)。

①ご本人の配偶者*2(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。
②ご本人または配偶者*2と生計を共にする同居のご親族*3。
③ご本人または配偶者*2と生計を共にする別居の未婚*4のお子様。

*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。
a.婚姻意思*5を有すること b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*3ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。
*4未婚とはこれまで婚姻歴がないことをいいます。
*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢	0歳以上～ 69歳以下		15歳以上～ 69歳以下		70歳以上*8		
ご加入タイプ	V3	V2	V5	W5	W3	W2	W5
傷害死亡	1,000円	—	5,000円	5,000円	1,000円	—	—
傷害後遺障害	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円	3,000円
治療・救援費用	無制限			無制限			W5
応急治療・救援費用*6	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
疾 病 死 亡	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	500万円
偶 然 事 故 対 応 費 用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
共 ご 家 有 族 携 行 品 損 害	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
賠 償 責 任	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
保険期間 1日まで	2,300円	1,700円	3,400円	4,650円	3,380円	3,160円	4,650円
2日まで	3,150円	2,550円	4,270円	5,980円	4,690円	4,470円	5,980円
3日まで	3,880円	3,270円	5,000円	7,140円	5,840円	5,620円	7,140円
4日まで	4,430円	3,820円	5,570円	8,240円	6,920円	6,700円	8,240円
5日まで	5,010円	4,360円	6,170円	10,850円	9,460円	9,240円	10,850円
6日まで	5,660円	4,990円	6,840円	11,970円	10,540円	10,310円	11,970円
7日まで	6,190円	5,500円	7,410円	13,130円	11,700円	11,470円	13,130円
8日まで	7,050円	6,360円	8,290円	14,090円	12,650円	12,420円	14,090円
9日まで	7,520円	6,820円	8,760円	15,040円	13,580円	13,350円	15,040円
10日まで	8,000円	7,290円	9,260円	16,160円	14,660円	14,420円	16,160円
11日まで	8,470円	7,750円	9,770円	17,280円	15,710円	15,460円	17,280円
12日まで	8,930円	8,190円	10,290円	18,220円	16,630		

3 保険金額と保険料【ファミリープラン(保険期間31日超)】

ご加入の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3ヵ月まで」となります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、P15.の6.①をご確認ください。

組み合わせ方法

- はじめに、**ご本人用加入タイプ表** より、ご本人(申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)のご加入タイプをお選びください。
※賠償責任および携行品損害、航空機寄託手荷物の保険金額はご家族全員で共有となります。
- 次に、**配偶者・ご親族用加入タイプ表** より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのご加入タイプをお選びください。

ご本人用加入タイプ表 (申込書の3.「ご本人」欄に記入される方)

被保険者年齢	0歳以上～69歳以下	15歳以上～69歳以下	70歳以上 ^{※7}	
ご加入タイプ	X3	X5	Y5	Y3
傷害死亡	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限
疾死亡	1,000万円	1,000万円	—	—
航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円
保険期間34日まで	22,890円	24,950円	26,470円	25,470円
39日まで	24,130円	26,230円	30,660円	29,640円
46日まで	29,120円	31,260円	36,560円	35,520円
53日まで	34,640円	37,100円	43,690円	42,500円
2ヵ月まで	39,800円	42,580円	51,990円	50,640円
3ヵ月まで	55,450円	59,070円	71,730円	69,980円
4ヵ月まで	74,860円	79,800円	103,200円	100,810円
5ヵ月まで	98,770円	104,930円	133,040円	130,070円
6ヵ月まで	115,550円	123,010円	163,170円	159,570円
7ヵ月まで	135,600円	144,340円	193,280円	189,060円
8ヵ月まで	156,960円	167,020円	223,520円	218,670円
9ヵ月まで	177,880円	189,280円	254,240円	248,740円
10ヵ月まで	198,800円	211,520円	284,560円	278,430円
11ヵ月まで	219,890円	233,810円	314,300円	307,590円
1年まで	240,710円	255,930円	345,330円	337,990円
13ヵ月	261,140円	277,660円	374,670円	366,700円
14ヵ月	281,600円	299,400円	403,970円	395,390円
15ヵ月	300,050円	319,030円	430,460円	421,310円
16ヵ月	320,500円	340,780円	459,820円	450,040円
17ヵ月	340,300円	361,840円	488,190円	477,810円
18ヵ月	360,710円	383,510円	517,490円	506,500円
19ヵ月	380,520円	404,580円	545,870円	534,280円
20ヵ月	400,950円	426,310円	575,200円	562,980円
21ヵ月	421,380円	448,000円	604,510円	591,680円
22ヵ月	441,180円	469,060円	632,920円	619,480円
23ヵ月	461,610円	490,790円	662,250円	648,180円
2年	481,410円	511,850円	690,620円	675,950円

*6 トラベルプロテクトについてはP6.③を参照ください。

*7 保険始期日時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

5.旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、P15.の6.②をご確認ください。

6.本海外旅行保険は、以下の方々も **ご本人用加入タイプ** の被保険者としてご加入いただけます。ただし、被保険者が保険期間開始日時点で満14歳以下の場合や、ご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額はそれぞれ「他の保険契約等^{※1}」と合計して1,000万円が限度となります。

①ご本人様の配偶者、子、親、兄弟姉妹(同居・別居問わず)

②①以外の同居の親族

*1「他の保険契約等」については、重要事項説明書P27.のII.1をご確認ください。



※本パンフレット記載のファミリープランには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険特約で引受けける特約)がセットされています。配偶者・ご親族用加入タイプにお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の3.「ご本人」欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります(次の①から③のいずれにもあってはならない方については、個人プランでお申し込みください)。

①ご本人の配偶者^{※2}(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます)。

②ご本人または配偶者^{※2}と生計を共にする同居のご親族^{※3}。

③ご本人または配偶者^{※2}と生計を共にする別居の未婚^{※4}のお子様。

*2婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

a. 婚姻意思^{※5}を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*4未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

配偶者・ご親族用加入タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご加入いただくタイプをお選びください。

被保険者年齢	0歳以上～69歳以下	15歳以上～69歳以下	70歳以上 ^{※7}	
ご加入タイプ	X3	X5	Y5	Y3
傷害死亡	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限
疾死亡	1,000万円	1,000万円	—	—
航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
保険期間34日まで	16,100円	18,160円	19,680円	18,680円
39日まで	17,210円	19,310円	23,740円	22,720円
46日まで	22,170円	24,310円	29,610円	28,570円
53日まで	27,610円	30,070円	36,660円	35,470円
2ヵ月まで	32,420円	35,200円	44,610円	43,260円
3ヵ月まで	46,960円	50,580円	63,240円	61,490円
4ヵ月まで	64,480円	69,420円	92,820円	90,430円
5ヵ月まで	86,500円	92,660円	120,770円	117,800円
6ヵ月まで	101,390円	108,850円	149,010円	145,410円
7ヵ月まで	119,490円	128,230円	177,170円	172,950円
8ヵ月まで	138,930円	148,990円	205,490円	200,640円
9ヵ月まで	157,820円	169,220円	234,180円	228,680円
10ヵ月まで	176,770円	189,490円	262,530円	256,400円
11ヵ月まで	195,980円	209,900円	290,390円	283,680円
1年まで	214,820円	230,040円	319,440円	312,100円
13ヵ月	233,050円	249,570円	346,580円	338,610円
14ヵ月	251,310円	269,110円	373,680円	365,100円
15ヵ月	267,790円	286,770円	398,200円	389,050円
16ヵ月	286,030円	306,310円	425,350円	415,570円
17ヵ月	303,700円	325,240円	451,590円	441,210円
18ヵ月	321,920円	344,720円	478,700円	467,710円
19ヵ月	339,590円	363,650円	504,940円	493,350円
20ヵ月	357,830円	383,190円	532,080円	519,860円
21ヵ月	376,060円	402,680円	559,190円	546,360円
22ヵ月	393,730円	421,610円	585,470円	572,030円
23ヵ月	411,970円	441,150円	612,610円	598,540円
2年	429,640円	460,080円	638,850円	624,180円

※P15.の5.「一時帰国中担保特約」もご確認ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意:治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

※費用の種類によっては、上表の保険金額(「無制限」を含みます)とは別の限度額等が設けられているものもございます。本パンフレットP.17～18「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

【ご注意】13ヵ月～2年に記載の保険料は、目安となります。保険期間13ヵ月以上のお申し込みをご希望のお客様は、表紙に記載の保険グループまでご相談ください。



4 各種特約と事故事例

1.留学生プラン

このような方におすすめします

- 留学、ワーキング・ホリデーでアパートやマンションを借りて滞在される方
- 扶養者に万一のことがあった場合でも留学が続けられるよう備えておきたい方(旅行目的が留学の場合のみ)
- ※ご加入いただける年齢は69歳以下となります。

・お店の商品を壊したり、アパートの部屋を水浸しにした場合	留学生賠償責任保険金
・アパート内の家財を盗まれたり、カメラを落として壊した場合	留学生生活用動産損害保険金
・留学生の扶養者が事故により死亡されたり、重度後遺障害となった場合	留学継続費用保険金 (留学生の場合のみ)

保険金額	保険金額と特約保険料					
	プラン1	ご加入タイプ	プラン2	ご加入タイプ	プラン3	ご加入タイプ
傷害死亡	5,000万円		3,000万円		1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	S3	3,000万円	S2 ¹	1,000万円	T2 ¹
治療・救援費用	無制限		無制限		3,000万円	
疾病死亡	1,000万円		1,000万円		1,000万円	
留学生生活用動産	60万円		50万円		40万円	
留学生賠償責任	1億円					

お支払いいただく保険料	保険期間 32日から 34日まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	26,930円 620円 8,270円	18,040円 620円 7,330円	24,650円 620円 7,330円	16,700円 620円 7,330円	20,530円 620円 6,280円	13,630円 620円 6,280円
	39日まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	28,920円 680円 9,060円	19,180円 680円 8,030円	26,510円 680円 8,030円	17,800円 680円 8,030円	22,190円 680円 6,880円	14,630円 680円 6,880円
	46日まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	34,770円 740円 9,850円	24,180円 740円 8,720円	32,240円 740円 8,720円	22,780円 740円 7,480円	26,990円 740円 7,480円	18,770円 740円 7,480円
	53日まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	41,360円 790円 10,630円	29,940円 790円 9,420円	38,530円 790円 9,420円	28,320円 790円 8,080円	32,000円 790円 8,080円	23,130円 790円 8,080円
	2ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	47,340円 850円 11,420円	35,070円 850円 11,420円	44,200円 850円 10,120円	33,230円 850円 10,120円	36,830円 850円 8,680円	27,300円 850円 8,680円
	3ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	65,670円 1,060円 14,180円	50,430円 1,060円 14,180円	61,630円 1,060円 12,560円	48,010円 1,060円 12,560円	51,420円 1,060円 10,770円	39,590円 1,060円 10,770円
	4ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	87,880円 1,290円 17,330円	69,260円 1,290円 17,330円	82,580円 1,290円 15,350円	65,940円 1,290円 15,350円	69,340円 1,290円 13,170円	54,880円 1,290円 13,170円
	5ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	114,080円 1,500円 20,080円	92,500円 1,500円 20,080円	107,630円 1,500円 17,790円	88,340円 1,500円 17,790円	90,460円 1,500円 15,260円	73,700円 1,500円 15,260円
	6ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	133,220円 1,710円 22,840円	108,670円 1,710円 22,840円	125,580円 1,710円 20,240円	103,630円 1,710円 20,240円	105,110円 1,710円 17,360円	86,040円 1,710円 17,360円
	7ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	155,550円 1,910円 25,600円	128,040円 1,910円 25,600円	146,710円 1,910円 25,600円	122,120円 1,910円 22,680円	123,990円 1,910円 19,450円	102,630円 1,910円 19,450円
	8ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	179,260円 2,120円 28,360円	148,780円 2,120円 28,360円	169,200円 2,120円 25,120円	141,960円 2,120円 25,120円	143,020円 2,120円 21,550円	119,350円 2,120円 21,550円
	9ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	202,410円 2,320円 31,110円	168,980円 2,320円 31,110円	191,120円 2,320円 32,440円	161,240円 2,320円 27,560円	162,210円 2,320円 23,640円	136,250円 2,320円 23,640円
	10ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	225,640円 2,530円 33,870円	189,240円 2,530円 33,870円	213,130円 2,530円 30,000円	180,600円 2,530円 30,000円	181,360円 2,530円 25,740円	153,090円 2,530円 25,740円
	11ヶ月まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	249,010円 2,740円 36,620円	209,650円 2,740円 36,620円	235,370円 2,740円 32,440円	200,190円 2,740円 32,440円	200,030円 2,740円 27,830円	169,460円 2,740円 27,830円
	1年まで	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	272,100円 2,940円 39,380円	229,780円 2,940円 39,380円	257,250円 2,940円 34,890円	219,420円 2,940円 34,890円	218,990円 2,940円 29,930円	186,120円 2,940円 29,930円
	2年 ^③	基本補償 留学生賠償責任 留学生生活用動産	544,200円 5,880円 78,760円	459,560円 5,880円 78,760円	514,490円 5,880円 69,770円	438,840円 5,880円 69,770円	437,960円 5,880円 59,850円	372,230円 5,880円 59,850円

*1 主に以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。
 ○被保険者が始期日時点でお年齢満14歳以下の方の場合 ○申し込みに際して被保険者の同意(署名)をいただけない場合
 *2 トラブルプロテクトについてはP6.③を参照ください。
 *3 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 *4 旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。
 *5 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または後遺障害が生じた時から予定留学終了時までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、P21.補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金をご確認ください。
 *6 保険料は、「保険期間一留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 *7 留学生生活用動産、留学生賠償責任の保険金額の設定は変更可能です。保険料につきましては代理店までご連絡ください。
 *8 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については、P.5①のサービスのご利用はできません。

ご旅行目的にあわせて様々な特約をご用意しております

本パンフレットP.21~23『補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)』も必ずご確認ください。

2.旅行変更費用担保特約

このような方におすすめします

- 急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい方(出国中止費用)
- 旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい方(中途帰国費用)

保険金額(旅行変更費用保険金額)と特約保険料

保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。また、保険期間はP.7~12に記載のご加入タイプで契約いただく保険期間と合わせてください。なお、家族旅行特約をセットしてご契約される場合は、家族全員分の合計金額を目安に設定してください。※契約日以前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

(旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

(旅行変更費用担保特約+中途帰国費用のみ) 中途帰国費用のみ

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
	1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで</							



3. クルーズ旅行取消費用担保特約

このような方におすすめします

- 急な事情によって、クルーズ旅行(船舶を利用する企画旅行)*1をキャンセルした場合にかかる以下の費用に備えたい方
 - ・被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で、旅行業者等に支払った費用
 - ・被保険者が出国を中止したことにより、払い戻しを受けられない渡航手続費(旅行印紙代、査証料、予防接種料等)
- *1 船舶内の定員4名以下の客室に宿泊される海外旅行が対象となります。※契約日以前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

保険金額(クルーズ旅行取消費用保険金額)と特約保険料(保険期間共通)

[保険金額の設定方法]お申し込みのクルーズ旅行契約において、最も高額となる取消料(通常は旅行代金全額)を目安に設定してください。

保険金額	特約保険料
10万円	2,830円
20万円	5,670円
30万円	8,500円
40万円	11,340円
50万円	14,170円
60万円	17,000円
70万円	19,840円
80万円	22,670円
90万円	25,510円
100万円	28,340円

保険金額	特約保険料
110万円	31,170円
120万円	34,010円
130万円	36,840円
140万円	39,680円
150万円	42,510円
160万円	45,340円
170万円	48,180円
180万円	51,010円
190万円	53,850円
200万円	56,680円

4. 緊急一時帰国費用担保特約

配偶者が危篤で旅行中に急きよ一時帰国した場合などに、被保険者が負担した費用(往復の航空運賃等の交通費、宿泊施設の客室料および雑費等)を補償します。

- ①海外旅行保険プラスの補償期間が3ヶ月超の場合に限りセットすることができる。
- ②緊急一時帰国費用保険の支払い対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または引受保険会社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますのでご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受けることができる慶弔規程等の制度が制定されていることをお知りになった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社へご連絡ください。※契約日以前に生じていた疾病が原因である場合は、補償対象外となります。

5. 一時帰国中担保特約

- 本特約により一時帰国中および再出国後の旅行行程中も同様に補償されます。
- 保険期間3ヶ月超の契約については、「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしで自動セットされ、被保険者証に表示されます。
- 保険期間31日超3ヶ月以内のご契約の場合は、申込書の一時帰国中担保特約欄に○印をご記入いただくことで、本特約を付帯できます。(追加保険料はかかりません。)
- 一時帰国中の事故が補償される項目は右記の通りです。傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、賠償責任

6. 特別危険担保特約/職業危険担保割増

- ①次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
- ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です)
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ②次のような場合には、割増保険料をお支払いいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
- ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
 - ③保険料につきましては、運動やお仕事の内容によって変わりますので、代理店までお問い合わせください。

海外旅行中に発生した事故事例を一部ご紹介します。

海外では日本と異なり、高額な医療費を請求されるケースも珍しくありません。

「海外旅行保険 プラス」なら、「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」もご用意していますので、万一治療費などが高額になっても安心です。

事故の内容(例)

お支払いする保険金額(例)

脳出血で倒れ、緊急手術



ギリシャでクルーズ中に脳出血で倒れ、緊急手術が必要となつたため、すぐに救急用ヘリコプターでパリの病院へ搬送。手術後も容態が安定するまでパリの病院に入院し、その後、現地入りした親族、付添いの医師、看護師と一緒に成田空港へ向かった。

治療・救援費用	19,604,547円
偶然事故対応費用	50,000円
合計	19,654,547円

ベッドから転落し肋骨骨折



ベトナムに旅行中、宿泊先のホテルでベッドから転落し、右肩を強打した。病院を受診したところ、肋骨骨折と診断され入院。その後、胸水・肺気腫を併発し容態が悪化したため、チャーター機と救急車でタイのバンコクへ移送され治療を受けた。

治療・救援費用	7,613,690円
合計	7,613,690円

冠状動脈疾患と診断され入院



胸部の不快感を感じハノイの病院を受診したところ、冠状動脈疾患と診断され入院し、その後、医師の指示によりバンコクの病院に移転した。病院には親族が救援者として駆けつけた。

治療・救援費用	4,251,212円
合計	4,251,212円

買い物中の盗難



オーストリア ウィーン市内を買い物中、店内のレジで精算を行なう際にバックの中からポーチを盗まれてしまった。

携行品損害	194,247円
偶然事故対応費用	9,367円
合計	203,614円

ホテルの床を濡らして弁償



ニューヨークのホテルに滞在中、誤ってお風呂の水を溢れさせてしまった。その結果、階下まで水が染みてしまい、クリーニング代などを弁償した。

賠償責任	142,869円
合計	142,869円

※上記はあくまで事故の一例です。お支払いする保険金は、ご加入の保険金額が上限となります。

東京海上日動火災保険株式会社発行「世界の医療と安全」より

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31 日まで 保険期間 31 日超 共通の補償



旅先で
ケガをして

傷害死亡
保険金

旅先で
病気やケガの
治療をして

傷害後遺障害
保険金



旅先で病気を
して

治療・救援費用
保険金

他人にケガ等を
させて

賠償責任
保険金

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

治療費用部分

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けられた場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*5により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けられた場合
*3旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
*4感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
*5被保険者(保険の対象となる方)が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

救援費用部分

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)
②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります)(【個人プラン】の場合は3日以上*6続けて入院された場合)
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等
*6午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。
a. 日本国において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用

①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*10により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
*10 被保険者(保険の対象となる方)が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害*11を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

*11次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
・居住施設内の部屋・部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

海外旅行中に携行品*15が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

*15携行品とは?
被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*16をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コントクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含めません。
*16この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします(保険金支払日前日のTTSレートを適用)。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金のお支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。
死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%*2
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。
*2保険始期日時点で被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます)。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。

たとえば、
①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失
②保険金受取人の故意または重大な過失
③戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1
④放射線照射、放射能汚染
⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります)

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥、⑨に加え、たとえば
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気の治療費用
・歯科疾病
・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
・海外旅行開始前に発病した病気(応急治療・救援費用保険金がセットされているご契約では同特約で保険金お支払いの対象となる場合があります)

・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります)
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります)

上記①~④、⑥に加え、たとえば、
・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
・歯科疾病
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただいた場合は、お支払いの対象となります)

上記③④に加え、たとえば、
・ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意
・職務遂行に関する(仕事中の)賠償責任
・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
・航空機、船舶*12、車両(レンタカーを含みます)*13、銃器(空気銃を除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
・親族*14に対する賠償責任
*12 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*13 自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

上記①~④に加え、たとえば、
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
・携行品の置き忘れ、紛失、置き忘れた場合は、紛失後の盗難
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります)

携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額 *17

※乗車券等は合計で5万円を限度とします。

※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。

ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合は、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
*17損害額とは?

損害が生じた携行品の時価額*18をいいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額*18のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります)、交通費、宿泊費も含みます)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。

*18時価額とは?
再取得額*19から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*19再取得額とは?
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

*21 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

*14 6親等内の血族、配偶者*20または3親等内の姻族をいいます。

*20 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

①婚姻意思*21を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31日まで のみの補償

保険金の種類

海外旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化して



応急治療・救援費用保険金

(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金)

偶然な事故にあって



偶然事故対応費用保険金



保険期間 31日超 のみの補償

保険金の種類

手荷物が届かなくて



航空機寄託手荷物保険金

航空機が遅れて



航空機遅延保険金

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保険金をお支払いする主な場合

■治療費用部分

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により医師の治療を受けられた場合

■救援費用部分

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により入院された場合(【個人プラン】の場合は3日以上*2続けて入院された場合)

*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*3 6親等内の血族、配偶者*4または3親等内の姻族をいいます。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については引受保険会社ウェブサイトに掲載している「海外旅行保険普通保険約款および特約(PDF)」をご確認ください。

保険金のお支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば

救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(事故に遭われた被保険者1名について救援者3名分まで)*6 救援者の宿泊施設の客室料(事故に遭われた被保険者1名について救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)*6

*6 事故に遭われた被保険者の入院による場合は、継続して3日以上*2入院された場合に限りお支払いの対象となります。

たとえば、
・海外旅行終了後に治療を開始した場合
・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます)
・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用

たとえば
・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

P.18に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、
・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
・保険金受取人の法令違反
・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
・地震、噴火またはこれらによる津波
・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
・歯科疾病
・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ



実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます)

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a.～f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f. 食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g. 身の回り品購入費については、a.～f. とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします)。

*費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*9 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります

①搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと

②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと

*10 航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

P.18に記載の①～④に加え、たとえば、

・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
・保険金受取人の法令違反
・地震、噴火またはこれらによる津波



保険金をお支払いする主な場合

航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合

①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合

②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合

保険金のお支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます)

※1回の事故につき10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限ります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします(保険金支払日前のTTSレートを適用)。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額

※1回の事故について2万円を限度とします。

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします(保険金支払日前のTTSレートを適用)。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

ご希望に応じて各種特約にお申し込みされた場合のみ、補償対象となります。

留学生プラン

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金のお支払い額

保険金をお支払いしない主な場合

留学生 賠償責任 保険金

海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他の人の物*2に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合

*1 住宅とは?
被保険者(保険の対象となる方)の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。

*2 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイティボックスおよび客室のキーを含みます)、居住施設(部屋内の動産を含みます)に与えた損害*3を含みます。

*3 居住施設の損害のうち、次の損害については、**火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れ**により与えた損害のみお支払いの対象となります。

建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。)の損害
部屋以外の損害

海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶発事故にあって損害を受けた場合

*10 生活用動産とは?
被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたため、カバン、衣類等の携行品*11または被保険者(保険の対象となる方)の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。
ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・眼鏡・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品は含みません。

*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
* スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかかることができる場合があります。サービスの詳細内容についてはP6をご確認ください。

海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶発の外傷の事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて**180日以内**に被保険者(保険の対象となる方)の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の日からその日を含めて**180日以内**に被保険者(保険の対象となる方)の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合

*17 学校とは?
一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。

留学生 生活用動産 損害保険金

留学 継続費用 保険金 (留学生の 場合のみ)

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

旅行変更費用担保特約

✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金の支払い対象外となります。

✓ 旅行変更費用担保特約(以下「本特約」)は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日(保険期間の始期日)より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。

✓ 海外旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。

✓ 「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することができるます。なお、旅行出発当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。

✓ 本特約は、別にお渡しする海外旅行保険のパンフレット記載の契約タイプとあわせてお申し込みください(本特約のみでのお申込みはできません)

*1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

保険金をお支払いする主な場合

次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合

①**死亡・危篤**…被保険者(保険の対象となる方)もしくは同行予約者*2(被保険者とあわせて以下「被保険者等」といいます。)または被保険者等の配偶者*3もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合

②**入院**

(1) 被保険者等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*5の入院に限ります。)

(2) 被保険者等の配偶者*3または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合

③**遭難**…被保険者等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になつた場合もしくは遭難した場合または被保険者等が山岳登攀*6中に遭難された場合

④**救助**…急激かつ偶然な外来的事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合

⑤**火災等**…被保険者等の居住する建物または家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合

⑥**裁判**…被保険者等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席された場合

⑦**地震・テロ行為等**…被保険者等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
・戦争、内乱、暴動またはテロ行為等
・運送・宿泊機関等の事故または火災
・渡航先に対する退避勧告等の発出

⑧**感染症等**…被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合

⑨**避難指示**…被保険者等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

⑩**被保険者と同一の旅行**…被保険者が同行される方をいいます。

⑪**婚烟の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。**

⑫**戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。**

⑬**午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。**

⑭**ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。**

緊急一時帰国費用担保特約

✓ 海外旅行保険プラス(本保険)の補償期間が3ヵ月超の場合に限りセットすることができます。

✓ 緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受ける場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先等で給付を受け取ることができる慶弔規定等の制度が制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社へご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険の対象となる方)が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、被保険者(保険の対象となる方)の配偶者*1もしくは2親等以内の親族の死、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、被保険者(保険の対象となる方)が一時帰国された場合

※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。

同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者*1・同一の2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国された場合は、2回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金をお支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

保険金のお支払い額

ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる額

※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。

①往復の航空運賃等の交通費

②一時帰国行程、一時帰国情地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。

※ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

③死亡・危篤の原因となったケガまたは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用した一時帰国された場合

①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用

・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*7を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。

●出国中止費用

出国中止したことにより支払った次の費用

・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用

・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

●中途帰国費用

①企画旅行の場合

旅行日程のうち、中途帰国した

旅行変更費用
$$\frac{\text{保険金額} * 8}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 9$$

等

②企画旅行以外の場合

中途帰国したことにより支払った次の費用*9

・取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用

・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

③次の事由による死亡・危篤または入院

・山岳登攀はん*6、職務以外での航空機操縦、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技、試運転等の危険な運動中に生じたケガまたは病気

④保険料領収前またはご契約された日以前に「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合または①死亡・危篤、②入院の原因*11もしくは③感染症等の原因*12が生じた場合

等

⑤10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセッティングされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

*11 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。

*12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細については、引受保険会社のウェブサイトに掲載している「海外旅行保険普通保険約款および特約(PDF)」をご確認ください。
- ※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類

傷害死亡保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)</p> <p>▶傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者・被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者(保険の対象となる方)の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ 海外旅行開始前、終了後に発生したケガ 海外旅行開始前に発病した病気による治療費用^① 妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾患有する治療費用 海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^② 放射線照射、放射能汚染 ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ^③
傷害後遺障害保険金	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。^④</p> <p>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。^④ ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。
	<p>治療費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合</p> <p>②海外旅行開始後に発病した病気^⑤により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>③海外旅行中に感染した特定の感染症^⑥により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p> <p>※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 海外旅行開始後に発病した病気^⑤により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受けられた場合 海外旅行中に感染した特定の感染症^⑥により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。
治療・救援費用保険金	<p>救援費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)</p> <p>②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上^⑧続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります)</p> <p>③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合</p> <p>④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p> <p>⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合</p> <p>▶ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者(保険の対象となる方)の親族^⑨の方が実際に支出した親族^⑨のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます) 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上^⑧続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります) 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 ▶ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者(保険の対象となる方)の親族^⑨の方が実際に支出した親族^⑨のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。
	<p>治療費用部分・救援費用部分共通</p> <p>お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます) 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上^⑧続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります) 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 ▶ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者(保険の対象となる方)の親族^⑨の方が実際に支出した親族^⑨のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。

*4 保険始期日時点での被保険者年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(政府労災の認定基準である「障害等級表」に準じます。また、「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*5 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

*6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。^⑦

*7 被保険者(保険の対象となる方)が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

*8 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

*9 6親等内の血族・配偶者^⑩または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。

a.婚姻意思^⑪を有すること b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります)。

② 主な特約の概要

契約概要

賠償責任保険金

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

▶損害賠償金の額をお支払いします。

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

携行品損害保険金

海外旅行中に携行品^⑫が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

▶携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額をお支払いします。

※損害額は損害が生じた携行品の時価額^⑬とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額^⑬のいずれか低い方とします。

※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*12 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品^⑭をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。

*13 再取得価額^⑮から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

*14 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

*15 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

※特約の詳細については、引受保険会社のウェブサイトに掲載している「海外旅行保険普通保険約款および特約(PDF)」等をご確認ください。

③ 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^⑯を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。^⑰

*16 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*17 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件

契約概要

保険金額等は原則としてご加入タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 被保険者が保険期間開始日時点で、満14歳以下の場合や、ご加入内容に対する被保険者の同意がない場合には傷害死亡または疾病死亡保険金額は1,000万円が限度となります。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間:旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延または欠航・運休した場合、被保険者(保険の対象となる方)が医師の治療を受けられた場合には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
 - 補償の開始時期:保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時^⑯
 - 補償の終了時期:保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。
- *18 セットされる特約によっては異なる場合があります。
- また、保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。
- 代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
 - クレジットカードのご利用代金の引落しができなかつた場合で、別途ご請求させていただく保険料を引受保険会社が領収する前に生じた事故による損害等

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 引受保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、引受保険会社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を被保険者とするご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その被保険者の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
- ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

- 代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または引受保険会社までお申し出ください。
- 申込書等を代理店または引受保険会社に送付される場合は、ご契約始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または引受保険会社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者^{*2}または3親等内のご親族^{*3}（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申しあげます。

*2 法律上の配偶者に限ります。

*3 法律上の親族に限ります。

●「応急治療・救援費用保険金(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金)に関するご注意」キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることができます。

ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案しました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申しあげます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

① 本保険商品は、海外旅行中のケガや病気等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。

○保険金をお支払いする主な場合*

○保険期間(保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください)*

○保険金額*

○保険料*

* 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込書等をご確認ください。

④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または引受保険会社までお申し出ください。

○申込書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか?

●「家族旅行特約をセットする場合のみ」ご確認ください。*

○被保険者の範囲についてご確認いただけましたか?

●「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ」ご確認ください。

○申込書等の「海外旅行中に行う運動」欄は正しくご記入いただいているか?

●「海外旅行中にお仕事に従事される方のみ」ご確認ください。

○申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいているか?

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただくことにより、対象とすることができます)。

●山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)

●リュージュ、ボブスレー、スケルトン

●航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)操縦(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です)

●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライド等のパラシュート型超軽量動力機を除きます)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

●自動車等の乗用具による競技・試運転等

●その他これらに類する危険な運動

⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか?

お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は

金融法人部 営業第二課にて承ります。

保険に関するご意見・ご相談等(国内から)

03-3285-1870

受付時間:平日 午前9時~午後5時(年末年始を除きます。)



事故のご連絡に関するご相談(海外から)

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、被保険者証とセットでお渡しします「海外旅行保険あんしんガイドブック」の該当ページをご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808

通話
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入に関するご注意を記載しております。

ご加入の前に必ずご確認ください。

ご加入に関するご注意

①帰国予定

帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

②旅行先での運動

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料をお支払いいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- 旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- 旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- 旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- 旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング、プロレスリング等)に従事される場合

④補償の重複について

- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がございます。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動火災保険(株)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがございますので、ご注意ください。

⑤被保険者証について

代理店または東京海上日動火災保険(株)にてご加入のお手続きをされたにもかかわらず、被保険者証が旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながら代理店または引受保険会社へお問い合わせください。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いします。

素敵な海外旅行になりますように、お気をつけてお出かけください。

この保険は三井住友トラストクラブ株式会社を保険契約者とし、カード会員の中で保険加入された方を被保険者とする海外旅行保険一般包括任意付保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、保険契約者が有します。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご用意しておりますので、必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申しあげます。なお、代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせ先・
取扱代理店

三井住友トラストクラブ株式会社
〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10
トリトンスクエアX棟

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課] 金融法人部 営業第二課 03(3285)1870
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
営業時間: 平日午前9時~午後5時
(年末年始を除く)

「海外旅行保険 プラス」に関するお申し込み・お問い合わせ

三井住友トラストクラブ 保険グループまで

0120-369-529

月～金 9:00～17:00／土・日・祝休

海外からは
81-3-6770-2764

※コレクトコールをご利用ください。